

神奈川県剣道連盟 各支部長殿

平成28年2月18日
神奈川県剣道連盟

< 剣道（級・段・称号）審査関係について >

- | | | |
|--------------------------|----------------|------|
| 1. 剣道<級審査>に関して | | |
| 全剣連 剣道級位審査規則 | | P 1 |
| 2. 剣道<段審査>に関して | | |
| 全剣連 剣道段位審査規則(抜粋) | | P 2 |
| 神奈川県昇段審査会 学科問題・日程(初段～五段) | | P 4 |
| 受審理由書 | (前段を他府県で取得した方) | P 6 |
| 申し込み短冊 ①様式 | (初段～五段) | P 7 |
| 申し込み短冊 ②様式 | (六段～八段・称号) | P 8 |
| 四段・五段 特別推薦書 | | P 9 |
| 申し込み連名簿 | | P10 |
| 3. 剣道<称号審査>に関して | | |
| 全剣連 剣道称号審査規則(抜粋) | | P 11 |
| 称号 神奈川県審査会 受審要項 | | P 12 |
| 剣道錬士・教士審査会 受審申告書(県剣連会長宛) | | P 14 |
| 教士受審申請書(本人用) | | P 15 |
| 錬士受審申請書(本人用) | | P 16 |
| 錬士受審申請書(本人用) 特例錬士用 | | P 17 |
| 錬士候補推薦書 | 特例錬士用 | P 18 |
| 4. 審査関係金額(審査・登録料) | | P 19 |
| 5. 審査関係 各種書類発行・振込み先 | | P 21 |

<平成28年度版>

全剣連提出書類
につき ページNo.
は未記入です

以 上

級位審査規程(昭和51年4月1日)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 財団法人全日本剣道連盟(以下「全剣連」という。)は剣道の理念及び全剣連の寄付行為に基づき、級位の審査及び授与について定める。

(級位及び付与基準)

第 2 条 級位は、一級から三級までとする。ただし、全剣連の加盟団体(以下「加盟団体」という。)が、四級以下の級位を定めることを妨げない。

② 級位は、剣道称号・段位審査規則(平成12年4月1日施行)に規定する初段の基準に依拠するものとし、剣道の基本を修習し、技倆相当なる者に与えられる。

(加盟団体による審査等)

第 3 条 級位の審査及び授与は、全剣連会長が加盟団体に委任して行う。ただし、加盟団体が、当該加盟団体に登録する団体に委任することを妨げない。

② 前項の審査及び授与は、この規則によるほか、別に定めるところによる。

(受審資格)

第 4 条 級位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員でなければならない。

② 前項に規定するもののほか、級位を受審資格は、加盟団体の定めるところによる。

(審査方法等)

第 5 条 一級から三級までの審査は、別に定める実技について行う。

② 前項に規定するもののほか、級位審査の方法及び運営並びに級位の授与(証書の授与含む。)及び登録は、加盟団体の定めるところによる。

③ 級位の審査料及び登録料は、加盟団体の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

級位審査実施要領

剣道級位審査規則第5条第1項の「実技」は、次の各号で定めるところにより行うものとする。

1 一 級

剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から9まで」

2 二 級

剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から6まで」

3 三 級

剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から4まで」

級・審査会での 『木刀による剣道基本技稽古法』の導入について

「3級以上の級審査」での『木刀による剣道基本技稽古法』は平成22年4月から実施になりました。

「級・審査会」実施の際の『稽古法』について

- 1、 三級は、基本1～4まで。
二級は、基本1～6まで。
一級は、基本1～9までの全てを行わせてください。
- 2、 その際、初段審査を前にして、今まで同様「日本剣道形」も行わせるかどうかは、支部の実情で決めて構いません。
- 3、 座礼は省略して、立礼から始め立礼で終了して構いません。
- 4、 何組で行うかは、会場の広さと受審者数の兼ね合いです。しかし、安全上、隣の人と十分な間隔を確保する。また審査員や立会い係の目が行き届く範囲で行うことなどに留意をしてください。
- 5、 実技審査合格者のみでなく、受審者全員に行わせて構いません。
- 6、 「元立ち」「掛かり手」を明確に指定して、間違える人が出ないように、配慮してください。
- 7、 指定された「元立ち」「掛かり手」どちらか片方を行わせ、終了させて構いません。
- 8、 「各基本技」が始まる前に、係員が大きな声でその内容を告げて、間違えた人による危険性が生じないように、配慮をしてください。

例えば、

『基本1、1本打ちの技、「面」「小手」「胴」「突き』と告げてから始めさせる。
その告知内容は、『稽古法』解説書の5頁にある＜2、構成＞の内容が適切です。

- 9、 木刀は、多数の準備がされている支部は、それを貸し与えて結構ですが、子供や初心者には「竹刀は日本刀」との観念を持たせるためにも、自分に合った木刀を準備させるのがよいでしょう。

その他、不明点がありましたら、お問い合わせください。

- * 『稽古法』の写真付き解説書、及びDVDが全日本剣道連盟から出ています。
個人で直接、全剣連からインターネット購入が出来ます。
- * パソコンで、『木刀による剣道基本技』と打ち込み、【検索】をクリックすると、YouTubeに収録されている動画が見れます。

「受審資格」

第16条 段位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

- 1 初段 一級受審者で、審査当日満13歳以上の者
- 2 二段 初段受審後1年以上修行した者
- 3 三段 二段受審後2年以上修行した者
- 4 四段 三段受審後3年以上修行した者
- 5 五段 四段受審後4年以上修行した者
- 6 六段 五段受審後5年以上修行した者
- 7 七段 六段受審後6年以上修行した者
- 8 八段 七段受審後10年以上修行し、年齢46歳以上の者

①様式短冊

②様式短冊

② 次の各号のいずれかに該当し、加盟団体会長が特設の事由があると認め許可した者は、前項の規程にかかわらず当該段位を受審することができる。

1 二段ないし五段の受審を希望し、次の年齢に達した者

受審段位	年齢
二段	35歳
三段	40歳
四段	45歳
五段	50歳

2 初段ないし五段の受審を希望し、次の修行年限を経て、特に優秀と認められる。

* 全剣連より各都道府県剣道連盟に通知める者

受審段位	修行年限
初段	一級受審者
二段	初段受審後3ヶ月
三段	二段受審後1年
四段	三段受審後2年
五段	四段受審後3年

「段位の受審資格」

第14条 規則第16条第1項第1号の「一級受審者」とは、級位審査規程により一級に合格した者をいう。

- ② 規則第16条第2項第1号の「特設の事由」とは、当該段位相当の付与基準に達していると認められるにもかかわらず、国外に居住したなどの事情により、受審することができなかつたような場合をいう。
- ③ 同号の受審者は、希望する段位を限定して受審するものとし、同時に複数の段位を受審することはできない。
- ④ 前項の審査は、受審した段位についてのみ合否を決定するものとする。
- ⑤ 規則第16条第2項第2号の「特に優秀と認められる者」とは、全国規模の大会および加盟団体が主催する大会等で抜群の成績を収め、かつ、技倆が当該段位に匹敵するに十分と認められる者をいう。
- ⑥ 規則第16条第2項第1号および第2号の受審は、当分の間1回限りとする。
- ⑦ 規則第16条第2項第3号に定める修業年限は、本人の有利となるように起算するものとする。

<修行年数>

次段を受審する場合、現段位受審地と異なった受審地で受審すると修行年数不足となる場合があります。確認してください。

平成28年度審査会（前期・後期）

＜剣道段審査 学科試験問題＞

＜提出＞

各自が事前に記入した 解答用紙 を持参し、実技審査合格後に受審者番号を記入して審査員に提出する。

用紙サイズ：A4縦（縦 297mm × 横 210mm）

＜注意事項＞

- (1) 解答は 神奈川県剣道連盟HPより受審段の解答用紙をダウンロードして作成する。
- (2) 答案用紙の上部（用紙の一番上）に「受審年月日」「受審番号」「氏名」「支部名」を記入する。
- (3) 黒鉛筆・黒ボールペンを使い自筆とする。
パソコンで作成又は、コピーした答案は無効とする。
- (4) 実技審査合格者発表後に提出できない場合は「不合格」とする。
・合否の判定は「形審査終了後」に発表いたします。

○段	平成28年度学科試験答案用紙
	受審年月日平成 年 月 日
受審番号□	氏名 支部名
※

※

※所定の用紙以外で書いた人は提出時間までに書き直して下さい。

記

- | |
|---|
| 28年度：初段 <ul style="list-style-type: none">・あなたが「剣道を始めた理由」を書きなさい。・「基本打突や技の練習」で気をつけることを述べなさい。 |
| 28年度：二段 <ul style="list-style-type: none">・「竹刀を点検するときの要点」を書きなさい。（二・三段共通問題）・「切り返しの目的」を述べなさい。 |
| 28年度：三段 <ul style="list-style-type: none">・「竹刀を点検するときの要点」を書きなさい。（二・三段共通問題）・「切り返して気をつけること」を5項目書きなさい。 |
| 28年度：四段 <ul style="list-style-type: none">・「下位者と稽古をするときの留意点」について述べなさい。（四・五段共通問題）・「残心の重要性」について述べなさい。 |
| 28年度：五段 <ul style="list-style-type: none">・「下位者と稽古をするときの留意点」について述べなさい。（四・五段共通問題）・「引き立て稽古」について説明し、「元立ちが留意すべきこと」を述べなさい。 |

※ 社会体育指導員＜初級認定者＞は 五段の学科試験が＜免除＞になります。

答案提出時 ＜認定書のコピー＞に＜受審段位・受審番号＞を記入して提出して下さい。

平成28年度 前期 審査会(案)

地区	日程	場所
相模原	平成28年4月3日(日)	相模原市立総合体育館
川崎	平成28年4月24日(日)	幸スポーツセンター
横浜	平成28年4月29日(金・祝)	神奈川県立武道館
湘南	平成28年5月8日(日)	寒川町総合体育館
小田原	平成28年5月22日(日)	小田原スポーツ会館
横須賀	平成28年8月11日(木・祝)	北体育館
四、五段	平成28年5月15日(日)	神奈川県立武道館
神奈川県 称号審査	平成28年9月3日(土)	神奈川県立武道館

理 由 書

(前段を隣県で取得した者のみ)

全日本剣道連盟から、「越境受審の禁止」について厳達がきております。特に前段を隣県で取得している者の中に多くみられる為、全剣連では前段の隣県取得者については厳しく調査され、これが越境受審で合格したとみなされた場合、取消処分にされています。従って今回も合格者段位登録申請書が全剣連へ到着次第、隣県関係にある者については、その理由について受審を受審した県へ照会してまいります。その際すぐ回答できるよう、下記項目の(カッコ)内へ該当事項を正確に記入しておいてください。

記

- 1 今回の受審日・受審番号 (平成 年 月 日 番)
 - 2 氏名 ()
 - 3 生年月日(昭・平 年 月 日)
 - 4 現住所 (〒)
 - 5 電話番号() 携帯番号()
 - 6 現勤務先(学生は学校名)の名称 ()
所在地(〒)
 - 7 同上電話番号 () (内線)
(不明の場合省略可)
 - 8 主たる剣道の活動場に於ける指導の先生、又は責任者名
()
- A** 前段取得時以降、住所又は勤務先、学校の変った者のみ記入する。
- 1 前段取得時の住所 (〒)
 - 2 前段取得時の勤務先、学校の名称 ()
所在地(〒)
 - 3 前段取得当時の住所から現住所へ移転した者(昭・平 年 月頃転居)
 - 4 同じく勤務先、学校を転勤、転校した者 (昭・平 年 月頃移転)
 - 5 変更の理由
- B** 前段を他県で取得し、その後住所や勤務先、又は学校の変更も無く本県で受審した者のみ記入する。
- 1 本県での受審理由

様式①

男子用		男子用	
受験段位 () 段)		受験段位 () 段)	
全剣連番号 ()			
フリガナ			
氏名 ()			氏
改姓の人、旧制を朱書			
()			
(昭和 年 月 日生)			名
(平成 満 才)			...
			⑧ マジックか墨でカッコーぱいにかくこと。
住所及び電話番号			
(〒)			
() 郡)			
() 区)			
() 番地)			
(TEL)			
(職業又は学校名)			
() 学年)			
現段級受領年月日、場所			
(他県取得者は県名)			
(昭和 年 月 日)			
(平成 県)			
確認責任者氏名、印			
() 印			
実技 合 : 否			
形 合 : 否			
学科 合 : 否			
申込支部		申込支部	
()		()	
受験番号		受験番号	

女子用		女子用	
段位 () 段)		受験段位 () 段)	
連番号 ()			

- ①初段～五段申込書(短冊)
女性;橙色
男性;緑色
- ②全剣連番号必ず記入してください。
不明の場合は、県連に
お問い合わせください。
- ③氏名に必ずフリガナを記入
- ④現段位を他府県で取得された方
(1) 免状のコピー
(2) 理由書 で、確認
(1) (2) 支部にて保管してください。
- ⑤外国で取得された方
(1) 免状のコピー
(2) 理由書
(3) 剣道手帳のコピー
申込書(短冊)に添付して提出してください。
*全剣連に提出し全剣連国際部で確認
承認後全剣連番号が付与されます。
県連に全剣連番号通知あり次第支部へ
連絡いたします。
- ⑥現段級受領年月日の確認
免状等確認して正確な現段受領年月日を
記入してください。
- ⑦四、五段特別推薦書
受審前に県連に提出し、幹部会の承認を受ける
(様式添付)

⑧確認責任者は(支部審査担当者又は
事務局長)記入内容について
確認をお願いいたします。
必ず確認責任者名記入、押印
漏れの無いようお願いいたします。

「必ずご本人が楷書で記入してください」

様式②

(高段者用申込書短冊)

朱書き **朱書き**

称号・6～8段審査申込書

受験 (道 士)
(道 段)

全剣連番号 _____

フリガナ ()
氏名 ()
注・現段、称号から改姓の人は旧制を朱書
()
(大 昭 年 月 日生)
(満 才)

現在の称号・段位

受領年月日

称号 (士) (昭 年 月 日)
(平 年 月 日)

段位 (段) (昭 年 月 日)
(平 年 月 日)

同上の登録申請手続きをしてもらった県名

称号 (都道府県から)

段位 (都道府県から)

注・受験場所と間違えないように

確認責任者氏名、印

() 印

住所

(〒)

(区市郡)

(町)

(番地)

電話 (- - 番)

職業 ()

申込支部 ()

- ①受審地記入
六、七段の申込時、受審地を必ず朱書きしてください
例;東京、愛知、京都
- ②受審日記入
八段の申込時、受審日を必ず朱書きしてください。
例;①×月×日
②×月×日
- ③全剣連番号必ず記入してください。
不明の場合は、県連にお問い合わせください。
- ④氏名に必ずフリガナを記入してください。
- ④現段位を他府県で取得された方
(1) 免状のコピー
(2) 理由書 で、確認
(1) (2) 支部にて保管
- ⑤外国で取得された方
(1) 免状のコピー
(2) 理由書
(3) 剣道手帳のコピー
申込書(短冊)に添付して提出してください。
*全剣連に提出し全剣連国際部で確認承認後全剣連番号が付与されます。
県連に全剣連番号通知あり次第支部へ連絡いたします。
- ⑤現段,称号受領年月日の確認
免状等確認して正確な現段、称号受領年月日を記入。
- ⑥確認責任者は(支部審査担当者又は事務局長)記入内容について確認をお願いいたします。
必ず確認責任者名記入、押印漏れの無いようお願いいたします。

「必ずご本人が楷書で記入してください」

支部

会長

印

下記の者は、当支部発展の為多大なる貢献をしておりますので、ここに特別推薦するものです。

< 四段・五段 審査会 特別推薦書 >

受審段位 段

氏名	(男・女)		(全剣連番号:)
生年月日	大 昭 平 年 月 日	(才)	(職業:)
現住所	〒		電話: 携帯:
前段取得	大 昭 平 年 月 日	取得場所:	
受審回数	回		
県・支部に対する貢献度			
推薦理由			

* 推薦人員は、四・五段を含めて(川崎支部:3名以内 横須賀支部:2名以内 他は:1名)

* 特別推薦に適格者を認められない場合は無理に推薦しない。

① 県・支部にどのような貢献をどれほどしたか。具体的に記入して下さい。

② ただ熱心によく稽古しているだけでは推薦の理由とならない。

全剣連番号順 並び替え

性別一年令順 並び替え

経過年数順 並び替え

ページ追加

名簿消去

○段 受審申込み連名簿

申込人数	2	名	支部No.	102	青葉区	支部	印	審査日	H27.11.1	年令基準	H27.11.1
申込記載者氏名											

クリックすると20行分が追加される

No.	全剣連番号	姓	名	性別	学年	生年月日	年令	前段取得年月日	経過年数	写	形	学科
1	12345678	神奈川	太郎	男	高1	H11.5.5	16	H26.11.4	1			
2	12345699	横浜	花子	女	高2	H10.8.7	17	H26.11.4	1			
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

審査日は必ず入力する！

コンテンツの有効化を行う。(マクロを有効にする)

「支部名」、「性別」、「学年」、「写」、「形」、「学科」はプルダウンリストから選択する。

「申込人数」、「年令」、「経過年数」は自動計算される。

形・学科の再受験は該当の欄に再をプルダウンリストから入力する。

二段以上の受験者は、前段取得が県内・県外にかかわらず、前段取得年月日を入力し、取得場所については他県取得者のみその県名を入力する。証明書の添付が有る者は「写」欄に有を入力する。

年月日はH27.11.1または2015/11/1の形式で入力する。



神奈川県剣道連盟HPよりダウンロードして各受審段位毎に作成して下さい。

「審査員の責務」

- 第7条 審査員は、審査に当たり、いかなる称号、段位においても、常に厳正、適正、かつ公平であらねばならない。
- ② 審査員は、その任務の重要性を自覚し、審査の信用を傷つけ、また不名誉となる行為をしてはならない。

「審査員の責務」

- 第6条の2 審査は、規則第7条の責務を全うするため、その公正、公平を疑われるような、いかなる言動も慎まなければならない。
- ② 審査員は、何人を問わず審査に支障をおよぼすおそれがあると疑われるいかなる財産上の利益の供与、若しくは供応接待を受けてはならない。
- ③ 審査員は、審査に利害関係を有する者と審査に公正が疑われるような方法で見聞または交信してはならない。
- ④ 審査員は、いかなる審査会においてもみだりに他の審査場に入入り、また他の審査員に対し特定の受審者を益しまた害するとき言動をしてはならない。
- ⑤ 審査員は、審査に際し、合格または不合格の意思を表明しなければならない。

第2章 称号の審査

「付与基準」

- 第8条 称号は、錬士、教士、および範士とし、それぞれの次の各号の基準に該当する者に与えられる。

- 1 錬士は、剣理に錬達し、識見優良なる者
- 2 教士は、剣理に熟達し、識見優良なる者
- 3 範士は、剣理に通暁、成熟し、識見卓越、かつ人格特操高潔なる者

「称号の付与基準」

- 第7条 規則第8条に定める付与基準は、剣道称号・段位審査実施要領(以下「実施要領」)を参考にする。

「受審資格」

- 第9条 称号を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

- 1 錬士 六段受有者で、六段受有後、別に定める年限を経過し、加盟団体の選考を経て、加盟団体会長より推薦された者。
- 2 教士 錬士七段受有者で、七段受有後、別に定める年限を経過し、加盟団体の選考を経て、加盟団体の会長より推薦された者。
- 3 範士 教士八段受有者で、八段受有後、8年以上経過し、加盟団体の選考を経て、加盟団体会長より推薦された者、ならびに全剣連会長が適格と認めた者。

- ② 五段受有者で、加盟団体の選考において、第8条第1号の基準に達していると認められ、特に加盟団体会長より推薦された者は、前項第1号の規程にかかわらず、錬士の称号を受審することができる。

「称号の受審資格」

- 第8条 規則第9条第1項第1号の「別に定める年限」は、当分の間1年とする。
- ② 同項第2号の「別に定める年限」は、当分の間2年とする。
- ③ 同条第2項に定める錬士の称号を受審することができる資格は、五段受有後10年以上を経過し、かつ、年齢60歳以上とする。

神奈川県称号審査会（剣道 錬士・教士）要項

錬士号

受審資格

- ◎ 六段受有者で 取得後 1年 を経過した者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
 - ① 日本剣道形 3回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は <出席免除>
 - ② 審判法 3回 以上
 - ③ 指導法（合同稽古会） 5回 以上
 - ④ 審判経験 2回 以上 支部大会以上の審判・県剣連後援大会の審判・警察官大会
学校関係の審判（関東学連・神奈川学連・高体連・中体連）

- ◎ <特例> 五段取得後、10年以上 経過し 年令 60才以上 の者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること

- ◎ 六段取得後 1年 を経過した者で、全剣連社会体育指導員資格（中級・上級）認定者は
全剣連の<小論文提出>が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回・副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 打太刀・仕太刀 両方 を行う。
- ③ 講習会(座学) : 全剣連の称号本審査に提出する「小論文」作成方法について(当日開催)
社会体育指導員資格（中級・上級）認定者を除く全員出席のこと

教士号

受審資格

- ◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過した者
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
 - ① 日本剣道形 3回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は <出席免除>
 - ② 審判法 3回 以上
 - ③ 指導法（合同稽古会） 5回 以上
 - ④ 指導歴を提出 支部会長の承認が必要

- ◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過し、全剣連社会体育指導員資格（上級）認定者は
全剣連の「学科試験」が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回・副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 形の何本目かを指定し、解説・実施させる。
- ③ 講習会(座学) : 全剣連の称号本審査に向けての 学科試験の取り組み方について(当日開催)
社会体育指導員資格（上級）認定者を除く全員出席のこと。

神奈川県剣道連盟
 平成13年04月01日 制定
 平成16年06月24日 改定
 平成17年12月15日 改定
 平成20年12月04日 改定
 平成23年12月01日 改定
 平成24年04月01日 改定
 平成26年12月01日 改定

神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士)申請資格 受審要項

＜剣道 錬士・教士 審査受審規程＞

		＜神奈川県剣道連盟 審査規程＞				＜全剣連＞	
称号	受審資格	受審日以前〔2年間〕に県剣道連盟主催以上の講習会に参加し、 剣道手帳に規程回数を受講印のある者 (錬士・教士 共通)		審査規程		審査規程	
		日本剣道形講習会	審判法講習会	指導法 (合同稽古会)	審判経験 指導歴		
錬士	六段取得後 1年 を経過した者	3 回以上	3 回以上	5 回以上	「審判経験」 2回以上 ・支部大会以上 ・県剣連後援大会 ・警察官大会 ・学校関係 (関東学連) ・(神奈川県) ・(高体連) ・(中体連)	論文提出	
	＜特例＞ 六段取得後 10年 を経過 年令 60才以上の者	3 回以上	3 回以上	5 回以上		論文提出 ＜免 除＞	
	六段取得後 1年 を経過した者で、 六段 全剣連 社会体育指導員資格(中、上級)認定者	＜免 除＞	3 回以上	5 回以上		学科試験 社会体育上級 ＜免 除＞	
教士	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過した者	3 回以上	3 回以上	5 回以上	「指導歴」 受審申請書類に記入し 各支部会長の承認を受ける		
	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過し、 全剣連 社会体育指導員資格認定者	社会体育 中級、上級 ＜免 除＞	3 回以上	5 回以上			

＜神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士) 審査項目・講習会＞

区分	日本剣道形	審判法		講習会(座学)	
		(主審：1回) (副審：2回) を行う	(主審：1回) (副審：2回) を行う	社会体育(中・上級)認定者 ＜免 除＞	
錬士	(打太刀・仕太刀)両方を行う	(主審：1回) (副審：2回) を行う	(主審：1回) (副審：2回) を行う	全剣連審査に 向けての講習を 全員受講	
教士	指定された何本目かを 解説しながら行う	(主審：1回) (副審：2回) を行う	(主審：1回) (副審：2回) を行う	社会体育(上級)認定者 ＜免 除＞	

平成 年 月 日

受審者 印
(〆)

剣道 錬士・教士 称号審査会 受審申告書

(錬士・教士 ○印を記入)

「剣道手帳」に捺印されている「講習会出席印」のコピーを添えて申告いたします

全剣連番号 :

生年月日 : 大・昭・平 年 月 日 (才)

現段位取得日 : 段 大・昭・平 年 月 日 登録 都道府県

錬士号取得日 : 大・昭・平 年 月 日 登録 都道府県

◎ 受審申し込み以前 2 年間の講習会受講状況

剣道形 : 平 年 月 日 (主催) 平 年 月 日 (主催)
(3回) 平 年 月 日 (主催) 平 年 月 日 (主催)

審判法 : 平 年 月 日 (主催) 平 年 月 日 (主催)
(3回) 平 年 月 日 (主催) 平 年 月 日 (主催)

指導法 : 平 年 月 日 (主催) 平 年 月 日 (主催)
(5回) 平 年 月 日 (主催) 平 年 月 日 (主催)
平 年 月 日 (主催) 平 年 月 日 (主催)

◎ 大会審判状況(錬士受審者のみ記入)

(2回) 平 年 月 日 (主催) 平 年 月 日 (主催)
平 年 月 日 (主催) 平 年 月 日 (主催)

◎ 指導状況(教士受審者のみ記入)

指導場所名称 : 対象 小・中・高生・一般 週 回 月 回

指導場所名称 : 対象 小・中・高生・一般 週 回 月 回

◎ 全剣連(社会体育指導員 中級以上) 認定証のコピーを添付して下さい

平 年 月 日 (認定)

平 年 月 日 (認定)

上記内容を承認します

支部剣道連盟会長

氏名

印

申請番号

全剣連称号・段位様式第 4 号
平成 年 月 日

*都道府県剣道連盟で記入する。
*申請番号は若年順に記入する。

1. 剣道 教士 受審申請書 (本人用)

- 2. 居合道
- 3. 杖道

※ 試験会場

*該当するものに○印をする。

※社会体育上級認定者(追認者除く)は
上記試験会場の記入は不要。

(申請都道府県剣道連盟)

剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第1項]に基づき、
道 教士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

フリガナ

フリガナ

1 受審者氏名

印

(旧姓)

2 生年月日

年	月	日	生	年齢	満	歳
---	---	---	---	----	---	---

3 性別

男 ・ 女

4 取得称号・段位
取得年月
登録県名

称号	錬士	段位	段
年 月		年 月	
登録県名		登録県名	

顔写真を貼っ
てから提出し
てください
(3 cm × 4 cm)

5 全剣連番号

6 住所

〒

7 電話番号

	携帯番号	
--	------	--

8 職業

現職		前職	
----	--	----	--

※出来るだけ具体的にお書きください。(無職の方は前職を記入)

9 全剣連社会体育
上級認定年月

平成 年 月 認定

※上級認定者のみ記入

[剣 歴] ※居合道は居合道歴、杖道は杖道歴を記入する。

申請番号

全剣連称号・段位様式第 5 号

平成 年 月 日

*都道府県剣道連盟で記入する。

*申請番号は若年順に記入する。

- 1. 剣道
- 2. 居合道
- 3. 杖道

錬士 受審申請書 (本人用)

*該当するものに○印をする。

(申請都道府県剣道連盟)

剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第1項]に基づき、
道 錬士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

	フリガナ		フリガナ
1 受審者氏名		印 (旧姓)	
2 生年月日	年 月 日 生	年齢 満	歳
3 性別	男	・	女
4 取得称号・段位	段 位	段	
取得年月	年 月		
登録県名	登録県名		
5 全剣連番号			
6 住所	〒		
7 電話番号		携帯番号	
8 職業			
9 全剣連社会体育 中級認定年月	平成 年 月 認定		

※認定者のみ記入。

特例錬士

- 1. 剣道
- 2. 居合道
- 3. 杖道

*該当するものに○印をする。

錬士 受審申請書 (本人用)

(申請都道府県剣道連盟)

剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第2項(五段受有者)]に基づき、道錬士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

1 受審者氏名	フリガナ	フリガナ
	印 (旧姓)	
2 生年月日	年 月 日生	年齢満 歳
3 性別	男 ・ 女	
4 取得段位	段位	五段
取得年月	年 月	
登録県名	登録県名	
5 全剣連番号		
6 住所	〒	
7 電話番号	携帯番号	
8 職業		
9 賞罰の有無		
10 全剣連社会体育 中級認定年月 ※認定者のみ記入。	平成 年 月 認定	

全日本剣道連盟
 会長張 富士夫 殿

特例錬士

1. 剣道
2. 居合道
3. 杖道

剣道連盟

会長

印

*該当するものに○印をする。

錬士候補者推薦書

今般、下記の者を全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第2項(五段受有者)]に基づき錬士候補者として特に推薦いたしますので、審査願います。

フリガナ 氏名 生年月日	年 月 日 満 歳		全剣連番号	
本籍			性別 男・女	[職業]
現住所	〒			[連盟役員]
五段取得 年月日	年 月 日	五段取得 剣道連盟		[最終学歴]
[職歴]				
[剣歴]				
[斯道への功績]				
[剣連認定講習会実績]				

[推薦の特別な理由]

審査関係 受審料

審査料

段位 称号	本人支出額	内 訳		支部交付金
		全 剣 連	県 剣 連	
初 段	4,000		3,000	1,000
二 段	5,000		4,000	1,000
三 段	6,000		5,000	1,000
四 段	10,000		8,000	2,000
五 段	12,000		10,000	2,000
六 段	14,000	6,000	6,000	2,000
七 段	16,000	7,000	7,000	2,000
八 段	19,000	8,000	8,000	3,000
錬 士	15,000	7,000	7,000	1,000
教 士	22,000	10,000	9,000	3,000
範 士				

注) 県称号審査会の審査料は(県剣連+支部)です。
合格された方は当日会場で全剣連審査料をお支払いください。

再受験料 (前回の審査で学科・剣道形の不合格者)

初 段	2,000		1,000	1,000
二 段	3,000		2,000	1,000
三 段	4,000		3,000	1,000
四 段	6,000		4,000	2,000
五 段	7,000		5,000	2,000
六 段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剣道六段～八段(実技合格・剣道形不合格)の方の再受審は、全剣連より本人へ直接連絡があります。 ・ 居合道、杖道の再受審制度はありません。 			
七 段				
八 段				
錬 士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 錬士、範士の再受審制度はありません。 			
教 士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教士の学科試験で不合格となった科目の再受験については、全剣連より本人へ直接連絡があります。 			
範 士				

段位、称号 登録料

段位 称号		本人支出額	内 訳		支部交付金
			全 剣 連	県 連	
初 段	69歳以下	6,300	2,300	3,000	1,000
	70歳以上74歳以下	3,150	1,150	1,500	500
二 段	69歳以下	8,000	3,000	4,000	1,000
	70歳以上74歳以下	4,000	1,500	2,000	500
三 段	69歳以下	10,000	4,500	4,500	1,000
	70歳以上74歳以下	5,000	2,250	2,250	500
四 段	69歳以下	15,000	6,000	7,000	2,000
	70歳以上74歳以下	7,500	3,000	3,500	1,000
五 段	69歳以下	21,000	9,000	10,000	2,000
	70歳以上74歳以下	10,500	4,500	5,000	1,000
六 段	69歳以下	37,000	22,500	12,000	2,500
	70歳以上74歳以下	18,500	11,250	6,000	1,250
七 段	69歳以下	57,000	37,500	16,500	3,000
	70歳以上74歳以下	28,500	18,750	8,250	1,500
八 段	69歳以下	90,000	52,500	33,500	4,000
	70歳以上74歳以下	45,000	26,250	16,750	2,000
錬 士	69歳以下	55,000	30,000	19,000	6,000
	70歳以上74歳以下	27,500	15,000	9,500	3,000
教 士	69歳以下	70,000	45,000	19,000	6,000
	70歳以上74歳以下	35,000	22,500	9,500	3,000
範 士	69歳以下	100,000	75,000	19,000	6,000
	70歳以上74歳以下	50,000	37,500	9,500	3,000
75歳以上		0	県連負担	0	0

審査関係 書類発行 振込先

平成26年7月17日



種類	金額 (本人支出)	内訳
支部経由の申請	2700	全剣連 2,700
県外からの申請	2700	2,700

所定の用紙にご記入の上、県剣連にお申し込み下さい。
県剣連より支部にお届け、又はご本人に直送いたします。

<全日本剣道連盟>	
窓口：登録係	864円 + 宅急便(着払い)
電話：03-3234-6271	宅急便料金は全日本剣道連盟のHPを 参照願います。地域によって送料が違います
FAX：03-3234-6007	http://www.kendo.or.jp/#all

県剣連にお申込みください。
県剣連よりご本人に直送いたします。

審査関係 振込口座	
<振込法>	ゆうちょ銀行以外の 他の金融機関から振込む場合
振込先	ゆうちょ銀行
通帳記号	10210
預金種目	----
口座番号	70318491
口座名	カナガワケンケンドウレンメイ

神奈川県剣道連盟

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2丁目17番地1

総鉄・岩崎学園ビル 307号

電話：045-321-6175

FAX：045-321-6176

神奈川県連 号
平成 年 月 日

神奈川県剣道連盟
会長 小林 英雄 殿

1. 剣道 剣道連盟
2. 居合道
3. 杖道 会長 印
*該当するものに○印をする。

免状再交付願い

下記の者につき免状の再交付をお願いいたします。

フリガナ
1 氏 名

2 生年月日 (大・昭・平) 年 月 日

3 称号、段位 取得年月日

() 称号 士 (昭・平) 年 月 日

() 段位 段 (昭・平) 年 月 日
(再発行希望するに方に○印を記入)

4 全剣連番号

--	--	--	--	--	--	--	--

(右詰めで記入)

5 住 所 〒

電 話 番 号

6 備 考